

登米市納付金の口座振替を利用される皆様へ

(令和6年4月1日より)



【開始及び終了の時期】

- ・毎月15日までに金融機関で申し込まれた場合、翌月納期分から口座振替を開始します。

(例) 4月15日までに金融機関で申し込み ⇒ 5月納期分から振替

4月16日以降に金融機関で申し込み ⇒ 6月納期分から振替

※口座振替を解約する場合は、解約申込書を毎月15日までに提出いただくと、翌月納期分から口座振替が停止となります。

- ・口座振替の申し込みにあたり、次の点に注意してください。

- ① 市外の金融機関で申し込まれた場合や申込書に不備があった場合には、振替開始が遅れることがありますのでご了承ください。
- ② 申し込む月の15日が金融機関の休業日にあたる場合、前営業日が申込締切日になります。
- ③ 金融機関を変更する場合は、新しく利用する金融機関に申込書をご提出していただければ、従来まで振替していた金融機関への解約の申し込みは不要です。

【開始及び終了のお知らせ】

- ・お知らせは、口座振替の開始月（または終了時期）に送付しますので確認をお願いします。
- ※一部納付金を除きます。

【口座振替日】

- ・振替日は原則として、**それぞれの納付金の納期限の日**となります。
- ・残高不足の場合は再振替できませんので、振替日の前日までに残高の確認をお願いします。
- ・振替ができなかった場合は、**口座振替不能通知書・納付書**を送付しますので、金融機関、コンビニエンスストア（MMK 設置店含む）または電子マネーを利用して納付してください。

【各種納付金の振替日・お問い合わせ先】

項 目	担当課（連絡先）	振替日	備 考
市税等（市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）	総務部税務課（課税）（0220-22-2163）	納期月末日	※裏面参照
市営住宅使用料 定住促進住宅使用料	建設部住宅都市整備課（0220-34-2316）	毎月末日	開始及び終了 通知はありません
預かり保育料	教育委員会教育部学校教育課（0220-34-2679）	毎月 25 日	
保育所保育料 保育所給食費 放課後児童クラブ利用料	福祉事務所子育て支援課（0220-58-5562） ※保育所給食費は、公立保育所・こども園のみ対象		
学校給食費	①東部東和学校給食センター（0220-42-2102） ②北部学校給食センター（0220-34-2140） ③南部学校給食センター（0225-76-3343） ④西部学校給食センター（0220-58-2388） ⑤東部津山学校給食センター（0225-68-2259）		
育英資金償還金 浅野兄妹奨学資金償還金 上杉奨学金償還金	教育委員会教育部教育総務課 （中田庁舎：0220-34-2670）		
し尿収集運搬処分手数料	環境事業所衛生センター（0220-58-2254）	毎月 22 日	開始及び終了 通知はありません
市営墓地管理手数料	市民生活部環境課（0220-58-5553）	毎年 8 月末日	開始及び終了 通知はありません

※振替日が休日または祝日の場合は、翌営業日が振替日となります。

年末年始は、月末日納期の一部納付金で振替日が異なりますので、担当課にお問い合わせください。

市税等の注意事項が裏面にありますのでご確認ください。

市税等口座振替申込書の書き方（注意事項）



【記入方法】

	納税義務者								市県民税	固定資産税	軽自動車税	国 保 税	水利地益税	介護保険	後期高齢
氏 名	登米 太郎								全 納	全 納		○			
基本コード	1	2	3	4	5	6	7	8	期 別	期 別					

納税（納入）通知書に記載されている、「基本コード」をご記入ください。

① 市県民税・固定資産税の「全納」

- 市県民税と固定資産税は、第1期分の振替時に、1年分を一括で振替する「全納」を選択できます。
- 年度の途中で全納を申し込まれた場合、その年度は納期ごとの振替となり、全納は翌年度から開始となります。

② 固定資産税の共有名義分の口座振替

- 共有名義分の口座振替は、申込書の納税義務者欄に、「登米太郎 外1名」や「登米太郎・登米花子」（納税通知書の宛名参照）の記入が必要です。納税義務者名に誤りがありますと、振替されませんのでご注意ください。

③ 国民健康保険税の納税義務者

- 国民健康保険税は「世帯主」に課税されますので、国保の対象者（被保険者）ではなく、「世帯主名」を納税義務者欄にご記入ください。

【市税等の納期】

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			○		○		○		○			
固定資産税		○		○		○		○				
軽自動車税		○										
水利地益税		○		○								
国民健康保険税		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
介護保険料		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
後期高齢者医療保険料				○	○	○	○	○	○	○	○	○

【市税等の口座振替領収証書について】

- 口座振替の状況は、通帳に記帳していただき、ご確認ください。
 - 口座振替領収証書は、申請された方に対して発行しております。発行を希望される方は、税務課または、各総合支所にて「市税等口座振替領収証書交付申請書」を提出してください。
- なお、領収証書の発行時期は、翌年度の4月以降となりますのでご了承ください。

【市税等の口座振替で全納ができなかった場合】

- 残高不足等により全納ができなかった場合、その年度は次の納期分から、納期ごとの振替となります。
- ※翌年度は全納に戻ります。

【口座振替不能通知が届いたが、納付しなかった場合】

- 納期限の翌日から起算して20日以内に督促状が送付されます。
- なお、納付日によっては、行き違いで督促状が送付される場合がありますのでご了承ください。

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付方法変更に伴う口座振替の申込み】

- 納付方法を年金天引きから口座振替に変更される場合、口座振替の申し込みに併せて、各総合支所に「納付方法変更申出書」の提出が必要です。
- なお、制度上、介護保険料は年金天引きから口座振替に変更できませんのでご了承ください。

【納税貯蓄組合に加入されている方】

- 納税貯蓄組合に加入されている方は、現金納付から口座振替に変わることを組合長へご連絡ください。
- ※組合長へ連絡していただく内容 ①変更する市税等の種類 ②口座振替の開始月